尾道市立高見小学校校 長 富保 直子

「台風等における対応指針」のお知らせ

大雨・洪水・台風等に伴い,尾道市に警報が発令された場合の基本的な対応が,尾道市教育委員会のもとで次のように統一されています。

<u>いずれの場合も、対応についてはメール配信でお知らせします</u>が、各家庭におかれまして も、テレビ等で、警報発令の有無や天候状況をお確かめいただきますようお願いします。

基本的な対応

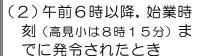
★「特別警報」「警報」(大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・津波・波浪・高潮)が、 「尾道市」に、一つでも発令されれば、小学校は休みになります。(臨時休業)

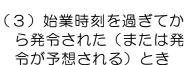
上記の特別警報

報

が

(1)午前6時現在で発令 されているとき







- ◆登校(外出)させず, 自宅で過ごさせてください。
- ◆すでに登校した児童については, 帰宅させるか,保護者迎えのお願 いをします。



- ◆(授業を打ち切り,)**児童は一旦学校待機**として,
- → (職員の引率による) **一斉 (集団) 下校**をする
- → 保護者の迎えをお願いして直接引き渡す などの対応をとります。
- ▼このほか, (警報は出ていなくても) 局地的な豪雨, 雷雨, 強風等に際し, 安全のため ー時待機する等の措置をとることがあります。

いずれの場合も各家庭に連絡(メール配信)し、お知らせします。

児童への指導

次の内容を基本として指導します。ご家庭でも、ご指導をお願いします。

- ・臨時休業中は外出しない。
- ・増水している河川に近づかない。
- ・高波の恐れのある海岸には近づかない。
- ・地盤がゆるんでいる箇所には近づかない。
- 切れた電線には近づかない。

その他

・臨時休業の際は、学校給食は停止します。

裏面へ続く

児童送迎時の自家用車による進入・退出ルートについて

ご承知のとおり、高見小学校への進入路は道幅が狭く、車両の離合が難しくなっています。警報の発令等により、児童の送迎のため自家用車で学校においでになる場合は、事故の防止とスムーズな通行のため、次のことにご協力ください。

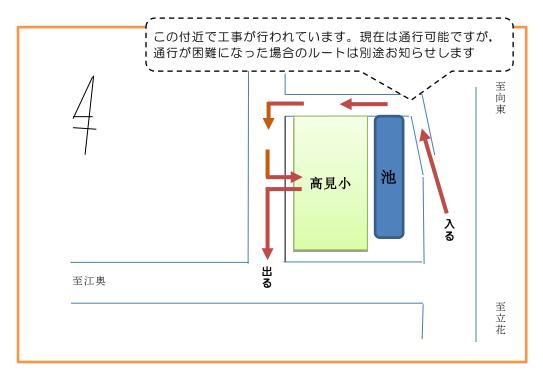
1 進入・退出は一方通行(左回り)で ※下図参照

◆ 学校へ入るとき

海側の池のそばを下りる細い道路があります。その道へ進入して学校の 北側を回り、正門(運動場)にお入りください。

◆ 学校から出るとき

正門を左に出ていただき、そのまま南側の道路に出てください。



2 速度は控えて(校地内は最徐行で)

▼ 周辺道路は一般の方も通行されています。(サイクリストに注意!)また、 校地内には子供たちがいます。事故防止のため、速度は控えてください。

3 校門まわりは特に注意して

▼ 校門の離合,校門前の坂道,そして西側(山側)道路への接続については 特に注意をお願いします。